

鹿屋市広告事業の実施に関する表示基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿屋市広告事業実施要綱（平成19年鹿屋市告示第90号）第3条第1項に規定する広告事業の対象範囲等について定めるものとする。

(広告に表示することができない内容)

第2条 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

イ 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

ウ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

エ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ア 他の者をひぼうし、中傷し、排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

ア 個人又は法人・団体の意見広告及び名刺広告

(6) 当該広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの。

(7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等に違反する業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ク 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

サ 他人名義の広告

シ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るもの

を除く。)

ス 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

ソ 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

タ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

チ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの

ツ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(8) 美観風致を害するおそれのあるもの

ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの又は意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等交通安全を阻害するおそれのあるもの

ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(9) 青少年にとって有害であると認められるもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力又は犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告として表示することが適当でないと認められるもの

ア 品位を損なう表現のもの

- イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
- エ 投機を著しくあおる表現のもの
- オ 債権取立て又は示談引受け等に関するもの
- カ 占い及び運勢判断等に関するもの
- キ 通貨及び郵便切手の複写の使用
- ク 謝罪又は釈明等のもの
- ケ 尋ね人又は養子縁組等のもの
- コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- シ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- ス 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- セ その他社会的に不適切なもの

(広告欄の表示)

第3条 広告欄には、「広告欄」の文言を記述する等の方法により、当該欄が広告であることを明確に区分しなければならない。

(広告内容等に係る個別の権限)

第4条 この基準に定めるほか、行政目的に支障がある等の理由により、広告に表示することができない内容等については、広告事業を実施する課等の所管部長が別に定めるものとする。